

報道関係者各位

令和4年10月24日

債権回収業務の一部を弁護士法人に委託 ～市営住宅退去者の滞納家賃等の債権回収を委託～

■本市では、平成26年4月から「債権管理課」を創設し、「公平公正で思いやりの心を持った債権管理」を基本的な考え方として、適正な債権管理に努めています。

■具体的には、支払い能力があるにも関わらず、お支払いいただけない方に対しては滞納処分や裁判手続きを経て強制執行を行っておりますが、一方、失業など特別な事情で納付が困難な方へは、納付相談等により詳細な聞き取りを行い、自立相談支援事業を実施している「生活支援相談センター」と連携して、生活再建へ向けた支援を行い、場合によっては、滞納に陥る根本的な原因にアプローチした上で解決につなげております。

■このたび、市営住宅退去者の滞納家賃等の債権回収業務を、「弁護士法人 ライズ総合法律事務所」に外部委託し、徴収業務の強化を図ることとなりました。(令和4年10月3日契約)

■市営住宅を退去した者の滞納家賃等の徴収は、滞納の事実の通知、滞納家賃の回収等に多大な労力を要することから、弁護士又は弁護士法人に対して滞納家賃等の回収の事務を委託することにより、滞納家賃等の回収率の向上を図るとともに、市民に対する公平性を確保するため、回収が困難になっている滞納債権について、未収金の効率的・効果的な回収を促進することが目的です。

■その他の「回収が困難な債権」の回収業務についても、今後、外部に委託していく方向で考えております。

■これからも市民の皆さんの公平性、公正性を保ちながら、大切な財源を確保するため、債権管理の更なる適正化を推進してまいります。

